

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月19日 20時30分ごろ
発生場所	兵庫県 ^{あいおい} 相生市相生港 蔓 ^{かづら} 島灯台から真方位035° 1,250m付近 (概位 北緯34°45.4′ 東経134°28.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ラビッド} Rapid Vは、北進中、かき養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Rapid V、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	260-40706兵庫、小川食品株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 かき養殖施設 ^{いかだ} 筏1台に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者8人を乗せ、兵庫県姫路市家島を出発して相生港内にあるマリーナに向かった。</p> <p>本船は、船長が、キャビン内にある操縦席に腰を掛け、約7～8ノットの対地速力で手動操舵により北進していたところ、船首方至近にぼんやりと養殖筏を視認し、危険を感じて左舵一杯としたものの、同筏に乗り揚げた。</p> <p>船長は、相生港内にかき養殖施設があり、同施設の区画に沿って浮標灯が設置されていることを知っていたが、本事故発生前、浮標灯に気付かなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダーを使用していなかった。</p>
分析	本船は、相生港内を北進中、船長が、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、かき養殖施設の区画に沿って設置されている浮標灯に気付かず航行を続け、同施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、相生港内を北進中、船長が、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、かき養殖施設の区画に沿って設置されている浮標灯に気付かず航行を続け、同施設に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・夜間、養殖施設の付近を航行する際は、レーダーを活用するとともに、海面付近をよく目視で確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。